

第4次 いちのせき男女共同参画プランの概要

第1章 プランの概要

- プラン策定の背景及び趣旨**
 - 「第3次いちのせき男女共同参画プラン」の計画期間が令和2（2020）年度で終了する
 - 本市の男女共同参画社会実現のため施策の方向を明らかにするとともに、行政、関係機関などが取り組む際の基本指針とする
- プランの位置づけ**
 - 総合計画後期基本計画を上位計画とし、男女共同参画に関する施策、事業を具体的に示す個別計画
 - 「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」
- プランの期間** 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年
- SDGsを踏まえた取組**
 - SDGsが目指す目標と本計画の5つの基本目標の関連を明確にして、SDGsを踏まえて各種施策を推進する

第2章 市の男女共同参画の現状、これまでの取組と課題

- 市の男女共同参画の現状**
 - 地域における男女共同参画に対する意識 → 男女の平等感が徐々に浸透
 - 政策方針決定過程における女性の参画 → 一定の改善はみられるが目標値に至らなかった
 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） → 夫婦や家族で協力し合う割合が高まった
 - 多様性への市民の認知度 → 若い世代の認知度は高いが、年代が上がるにつれて低い状況
- 第3次いちのせき男女共同参画プランの取組による成果**
 - 男女共同参画への理解の促進、政策方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画による地域づくりの推進、女性の活躍支援、男女間の暴力の根絶などに取り組んできた
 - その結果、指標で掲げた「社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合」、「男女共同参画サポーター認定者数に占める男性の割合」で目標値を達成した
- プラン策定に係る市民ワークショップの開催結果**
 - 令和2年10月22日から11月11日まで、市内8地域で男女共同参画に関する市民ワークショップを開催した 延べ参加人数 144人
- 男女共同参画をめぐる課題**
 - 男女共同参画の視点に立った意識改革、②地域社会の担い手不足、③政策、方針決定過程への女性の参画、④多様性への理解不足、⑤長寿社会におけるいきがづくり、⑥DVやハラスメントの防止、⑦防災における男女共同参画の推進

第3章 基本理念と基本目標

- 基本理念** 「誰もが 互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり」

2 基本目標

1) 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進	男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画の必要性を認識し、意識を持つことが大切です。様々な機会をとらえ、男女共同参画の視点に立った意識改革を促進します
2) 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築	持続可能な地域社会を築くためには、それぞれの個性や能力を発揮できる環境が必要であり、一人ひとりの能力を地域社会の活性化につなげる環境づくりや女性の活躍支援に取り組めます
3) 安心して生活できる環境づくり	安心して生活できる環境をつくるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた普及啓発や配偶者等からの暴力（DV）や職場などでのハラスメントをはじめとする人権を侵害するような暴力をなくす取組を進めます

第4章 各種施策の展開

1 プランの体系及び展開

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策
誰もが互いに認め合い支え合い一人ひとりが輝くまちづくり	1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進	(1) 男女共同参画の意識を高める	●学校での教育の充実と発達段階に応じた性に関する指導や思春期相談事業等の充実、●各世代での男女共同参画に関する啓発、●地域団体や民間団体等と連携した取組の促進、●男女共同参画サポーター等の活動支援、●男女共同参画に関する情報発信、市民意識調査の実施
	2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築	(1) 個性と能力を認め合う (2) 女性の活躍支援	●固定的な役割分担意識の解消、●個性の尊重と多様性への理解促進、●多文化共生、国際理解の促進、●人権教育の充実 ●政策や方針決定過程への女性の参画拡大、●地域活動における男女共同参画の推進、●雇用、起業等における男女共同参画の推進、●女性のキャリアサポートの充実、●防災分野における男女共同参画の推進
	3 安心して生活できる環境づくり	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (2) DVやハラスメントをなくす	●男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進、●仕事と生活の調和を実現するための保育や子育て支援サービスの展開、●仕事と生活の調和を実現するための介護サービスの充実、●仕事と生活の調和の啓発と促進、●人生を豊かにするための健康づくり ●暴力をなくすための教育の充実、●DVやハラスメントの根絶に関する啓発、●DVやハラスメント被害者等に関わる相談体制の強化

2 重点施策（5年間の計画期間で特に重点に取り組むもの）

I 各世代での男女共同参画に関する啓発	男女共同参画社会を実現するため、あらゆる世代に男女共同参画意識の普及、啓発を図ります
II 個性の尊重と多様性への理解の促進	一人ひとりが、自分らしく生きることができる社会を実現するため、個性を尊重し、能力を認め合い、多様性への理解促進を図ります
III 政策や方針決定過程への女性の参画拡大	政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する取組を進め、女性が活躍できる環境づくりを進めます

3 具体的施策の主な指標

指 標	現状値（R元）	目標値（R7）	設定根拠
(1) 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合	(%)	21.2	50.0以上 過半数を目指す
(2) 男女共同参画サポーター認定者数	(人)	75	90 年間3人の登録を目指す
(3) 中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数	(回)	6	40 毎年5～6校での実施を目指す
(4) LGBTなどについて、聞いたことがあり、意味も知っている人の割合	(%)	61.3	87.0 概ね25%増を目指す
(5) 市民向け講座、出前講座などのうち、多様性に関する講座の実施回数	(回/年)	1	8 毎年8回の実施を目指す
(6) 男女それぞれの委員数が委員総数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合	(%)	48.9	60.0 概ね10%増を目指す
(7) 職場で男女が平等だと思う人の割合	(%)	35.4	50.0以上 過半数を目指す
(8) 家事・育児等の役割を夫婦、家族で協力する割合	(%)	40.5	65.0 概ね25%増を目指す
(9) 保育園等への待機児童数	(人)	18	0 待機児童ゼロを目指す
(10) DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	(%)	79.3	90.0 県の計画に合わせ90%を目指す
(11) 配偶者等からの暴力に関する市への相談件数	(件)	137	120 概ね10%の減を目指す

第5章 プランの推進

1 推進体制

- 一関市男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」）、一関市男女共同参画推進本部会議（以下「本部会議」）による進捗状況の確認や検証、評価を行い、市民との協働や関係機関と連携し、施策を展開する

2 推進を担う主な主体とその役割

- 市民、地域組織（自治会、地域協働体、地域団体）、男女共同参画サポーター、民間事業者（企業・民間団体）、学校・教育委員会、行政などがそれぞれに役割を分担しながら連携・協働し、計画を推進する

3 プランの進行管理

- 懇話会、本部会議で計画の進捗状況をPDCAサイクルにより計画の進行管理を行う

4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業の実施

- 各種ガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら施策を推進する